

令和2・3年度後期高齢者医療保険料率について

1 保険料率改定の報告

令和2・3年度の保険料率につきまして、東京都後期高齢者医療広域連合から最終案の提示がありましたので報告いたします。

2 保険料率最終案の概要

	H30・R元年度	R2・3年度	増減
均等割額	43,300円	44,100円	800円
所得割率	8.80%	8.72%	▲0.08ポイント
一人当たり 平均保険料額	97,127円	101,053円	3,926円

※一人当たり平均保険料額の増額理由として、均等割額の軽減割合変更及び賦課限度額の引き上げが影響しています

3 保険料率改定の特徴

- (1) 保険料の賦課限度額を現行の62万円から64万円へ引き上げ
- (2) 平成30・令和元年度の財政収支の剰余金186億円を収入として計上
(高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る広域連合負担分の財源を含む)

4 改定に係る影響（カッコ内は今年度の町田市賦課対象者約59,900人のうち）

- (1) 収入額168万円以下の方は均等割額増及び均等割額の軽減割合変更により増額
(約19,000人)
- (2) 収入額900万円以上の方は賦課限度額引き上げにより増額
(約1,100人)

5 被保険者への周知

- (1) 都広域連合は6大新聞折り込みに広報紙「東京いきいき通信」を活用（3月）
- (2) 町田市は広報まちだに保険料率改定を掲出（4月）
- (3) 町田市は保険料納入通知に保険料率改定のチラシを封入（7月中旬）

収入額別モデルケース

	公的年金 収入額	軽減割合				保険料額（年額）		
		R元年度		R2年度	R3年度	R元年度	R2年度	R3年度
		均等割額	所得割額	均等割額	均等割額			
単身	80万円	8割軽減	—	7割軽減	7割軽減	8,600円	13,200円	13,200円
	168万円	8.5割軽減	5割軽減	7.75割軽減	7割軽減	13,000円	16,400円	19,700円
	196万円	5割軽減	軽減なし	5割軽減	5割軽減	59,400円	59,500円	59,500円
	219万円	2割軽減	軽減なし	2割軽減	2割軽減	92,700円	92,800円	92,800円
	350万円	軽減なし	軽減なし	軽減なし	軽減なし	212,200円	211,500円	211,500円
	920万円	軽減なし	軽減なし	軽減なし	軽減なし	620,000円	640,000円	640,000円
夫婦	夫200万円	5割軽減	軽減なし	5割軽減	5割軽減	63,000円	63,000円	63,000円
	妻80万円	5割軽減	—	5割軽減	5割軽減	21,600円	22,000円	22,000円

※収入額から必要経費（年金収入の場合は公的年金控除額）を差し引いた所得金額から基礎控除額33万円を
控除した額が賦課のもととなる所得金額です。

※所得割額軽減はR2、3年も継続の予定です。